



石川県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

石川県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の石川県政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

議会議案第二号

石川県議会議規則の一部を改正する規則について

石川県議会議規則第十五条第一項の規定により、右の議案を別紙のとおり提出します。

令和三年三月二十二日

石川県議会議長 稲村建男 殿

提出者

議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
川	佐	増	本	平	作	宮	米	下	吉	福
裕	藤	江	吉	蔵	野	下	澤	沢	田	村
一	正		浄	豊	広	正	賢	佳		
郎	幸	啓	与	志	昭	博	司	充	修	章

## 石川県議会会議規則の一部を改正する規則

石川県議会会議規則（平成三年石川県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「、育児、介護」を加え、「その他事故」を「その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。